

労働災害・環境問題と社会的費用論

——アスベスト災害の研究として——

南 慎二郎

- I. はじめに
- II. カップの社会的費用論の検討
- III. 労働災害と公害被害の一体性
- IV. 経済学における労働災害問題
 - 1. 社会政策から労働経済学への展開の中で
 - 2. 社会保障制度における労働災害
 - 3. 労働災害と社会的費用
- V. おわりに

I. はじめに

本論文の目的は、学問における従来の学問領域をまたがるアスベスト災害のような社会問題を検討するに当たって、経済学における労働衛生と公害・環境問題の両分野にまたがった分析枠組を求めることにある。アスベスト災害はアスベスト粉じんにはく露することで健康被害が発生するものであるが、その被害形態は大きく労働災害と公害被害（環境汚染）に分類されるものである。しかし、経済学での公害問題の取り扱いには環境問題へと収斂していき、専門領域として環境経済学が形成されている。一方で、労働経済学は別個のものとして存在しており、そのメインイシューは雇用形態や就業・失業状況、賃金格差といった労働市場分析にあり、労働衛生や労働災害に関しては経済学という労働問題の範疇に捉えられていないのが現状であろう。つまり専門分化された現状の経済学の視角ではアスベスト災害を十分に捉えきれないということになり、市場経済活動によって引き起こされる健康被害問題を対象とするような、現状とは異なる社会分析の視角の必要性が喚起されているのである。

本論文は拙稿「アスベスト災害と政治経済学 —カップの社会的費用論を手がかりとして—」（『政策科学（立命館大学）』17巻1号、2009年）の続編として、そこで検討した内容の続きおよびその内容を補完する位置付けにある。前稿では日本における公害研究の業績の検

証、およびそこからカップ（K. W. Kapp）の社会的費用論に依拠しての議論を行った。それ以降、環境経済・政策学会2009年大会での研究報告と討論を経て、博士論文（「アスベスト産業の展開と石綿健康被害」、2010年3月31日学位授与）執筆作業において加筆修正による新たな議論展開を行っていた。そして、さらなるサーベイ・検討を経て、分析枠組として社会的費用論を元に被害実態よりアプローチすることが理に適うことであろうという結論にある。前稿の続編としてまずアスベストの社会的費用論の追加的な考察を行う。その上で労働衛生と環境問題の一体性を巡る議論をかつての公害研究の業績より見出し、その意義を捉え直す。次に労働衛生・労働災害の側面について、経済学の研究史上での取り扱いを整理し、社会的費用として労働災害を捉える有効性を検討する。

II. カップの社会的費用論の検討

カップの社会的費用論の定義については前稿でも著書より引用して示したが、その共通する要点を整理すると、第一に私的生産活動あるいは市場経済システム下にある企業活動という現代社会に内在している制度的要素が主原因であること、第二にそれが第三者における費用負担や健康・生命の損失として発生すること、第三に場合によってはその原因企業を含む社会全体における深刻な悪影響や費用負担にまで発展すること、である。

寺西俊一によればここでの費用は経済活動における計算されざる費用（あるいは考慮されざる費用、支払われざる費用）として一貫した把握になっていることを理論的な核心部分であるとしている¹⁾。そして、その社会的費用を論じる具体的項目としてカップが挙げているものを主著の目次より抜き書きすると、「大気汚染」、「水質汚濁」、「再生可能資源」、「枯渇性資源」、「資源活用」、「生産における人的要素の損失（主に労災）」、「技術変化・失業」、「重複的で過剰な設備」、「過当競争」などにおいて発生する社会的費用である²⁾。このように社会的費用論の定義と具体的項目を見ていくと、具体的項目つまりは取り扱う必要がある現実の社会問題を想定としつつ、それらに共通する原因とその発生メカニズムによる因果関係を捉えるための制度経済学的分析アプローチがとられていることを改めて確認することが出来る。

カップの社会的費用論の定義や内容については、その内容の曖昧さもあって日本においてもたびたび批判的検討がなされている。宮本憲一の社会的損失論（費用 cost と損失 loss の峻別）³⁾の展開もそうだが、他には寺西俊一や吉田文和の論文が代表的なものとして挙げられる⁴⁾。ここでそのカップの社会的費用論の批判的検討を逐一上げる必要はないように思えるが、寺西による loss と expenses を巡る議論について注目する必要がある。これはアスベストの社会的費用の検討において大きな比重を占める被害防止費用の側面に関わる内容であり、カップの社会的費用論を補完する議論である。

寺西による loss と expenses を巡る議論は『一橋論叢』に掲載した1983年と1984年の連続論文において行われている。カップの社会的費用論の限界の現れとして、「社会的損失（Social Loss）」問題は、それに起因しつつも、それ自体とは明らかにカテゴリー的次元を異にする各種の諸費用（Expenses）（例えば、損失をつぐなうための出費や、損失の前後処理のための出費など）の発生を不可避とせざるを得ないという事情である。まずこの点で、カップの“社会的費用”論は、各種の損失（Loss）とそれに起因して発生する諸費用（Expenses）とのカテゴリー的無区別という理論的問題点を解決する客観的必要性に迫られていた⁵⁾。そして、「各種の“社会的損失”問題は、それが私的レベルにせよ社会的レベルにせよ、放置し無視し続けることのできない問題として認知されるものであるかぎり、その問題に起因する様々な現実的形態での諸費用（Expenses）を発生

せしめる」ものであり、それを社会的損失とカテゴリー的次元の異なる別個のものとして「社会的出費（Social Expense）」という新たな概念で捉えることを提起する。そしてその分類として①損失予防対策費（発生源対策）、②損失緩和対策費（損失発生を前提とした対策）、③損失復元対策費（可逆的な損失に対する修復・復元）、④損失代償対策費（不可逆的な損失に対する代替・補償）、そして①～④が直接的であるのに対して間接的なものとして⑤損失対策行政費（諸対策の実施に関する政策的推進）に整理した⁶⁾。

確かに、カップは社会的費用には直接的と間接的なものがあるといったことは触れているが、健康悪化の現象や資産の劣化といった損失・費用発生を主に論じており、社会的費用として論じた諸問題に関連して発生する諸費用の側面については明確な議論を行っていない。例えば大気汚染を扱った章において、屋内の空気清浄機や換気システムが大気汚染の影響で痛みやすく、短期間で設備交換が必要になる、といったことは述べられているが、それは大気汚染による健康被害の防止対策費としてではなく、あくまで物的財産の損失としての議論である⁷⁾。

カップは基本的に被害に対する事後的対策を考慮するのではなく、その被害実態と根本原因を議論することを重視しているためと思われるが、実際に費用なり損失なりの被害が発生した、あるいは発生する場合、被害防止や補償といった諸費用へと展開するのは自明の理である。また、アスベスト災害のような商品・環境・人体等に原因物質が蓄積して長期にわたって被害を引き起こすストック災害の場合、企業活動（生産や消費活動）という被害原因がすでに過去の出来事として起こっていても、蓄積した汚染が存在し、新たな災害発生のリスクに直面している事態が一般的に想定される。つまりは時間の要素が重要な規定要因となるストック災害の場合には、市場経済メカニズム下にある企業活動が改善されたとしても新たな被害発生要因が継続的に存在しているという限界に直面する。この意味では、カップはストック災害を想定した議論を展開していない。日本のアスベスト災害の場合には特に顕著であるが、災害としての顕在化の時点で被害原因・被害発生の存在が前提となってしまうため、寺西が「社会的出費」とした諸費用が、（たとえ非常に間接的なものであっても社会経済におけるアスベスト使用の定着化という特徴から）企業活動を原因として発生し、第三者や社会全体の負担となつてし

まう割合が非常に高まる。このことから、ストック災害の場合は「社会的出費」とされる内容が「社会的費用」としての性格に接近することになり、ゆえに災害防止対策といった諸費用を「社会的費用」の範疇における重要な議論として扱わざるを得ないのである。このことから、本論では「社会的出費」の区別を用いず、それらの諸費用も「社会的費用」の範疇として検討を行う。

そして、「社会的出費」として整理された諸費用の区分についても、アスベスト災害の場合には再整理が必要である。特にアスベスト災害のようなストック災害の場合には①から③については一体的な形で現れる。例えば建築物にアスベストがストックされている場合を想定すると、その建築物の利用者や作業従事者の粉じん飛散を防止しつつそのアスベストを即時撤去、もしくは封じ込め処理を行って、最終的に廃棄物として処理することになる。粉じん暴露を防止しつつ、原因物質を処理するという点では発生源対策であり、すでに存在している原因物質をいかに無害の状態に処理するかという点では損失発生を前提とした対策であり、原因物質に汚染された建築物を汚染されていない状態へと更新するという点では可逆的な損失に対する修復・復元である。生産過程における労働者や周辺住民の災害防止対策のみを想定すれば②に限定されるが、そこでの生産物が結局は流通・消費過程を経て製品や建築物、廃棄物にストックされ、先に建築物の例で挙げたように原因物質の存在を前提とした災害防止対策が求められることから、生産過程における対策に留まらず生産-流通-消費-廃棄の全過程における災害防止対策を連続的・一体的に捉える必要がある。純粹に①の発生源対策と言っているのはそもそもアスベストを使用しないという場合だけに限定されるものであり、アスベストが有用性と有害性を同時に有している物質である以上、アスベストを資源として使用し、アスベスト災害過にある状況では、災害防止対策は①の側面を持ちつつも有害性が前提として想定した②の性格に最も近く、③は②の発生形態の一つと捉えられる。そこで、アスベスト災害を主題とする場合には①～③の分類は②を中心にまとめて災害防止対策とする。そして④は健康被害に対する補償・救済であり、健康被害に直結する費用、⑤は①から④から間接的に発生することから、健康被害と災害対策費用の両者にまたがるものとして捉えられる。

ここでは寺西の社会的出費の展開を適用してアスベ

スト災害の社会的費用を考察したが、このように理論フレーム自体は環境問題に限定しない、社会的災害全般の研究に応用しうるものといえる。

Ⅲ. 労働災害と公害被害の一体性

労働災害と公害被害の一体性について、前稿でも引用したが、環境破壊を主題として取り扱った論文「環境破壊と社会的費用－経済学への挑戦 (Environmental Disruption and Social Costs: A Challenge to Economics)」⁸⁾におけるカップの次の言葉に再び注目しておく。

「『環境破壊』という言葉は、生態学的側面を強調するならば、次のような諸現象にあらわれている社会的費用から注意をそらすことになろう。その現象とは、労働災害および事故、人間の健康に有害な作業のリズム、過密で不適当な居住条件、有害な騒音、構造変化にたいする強制的で補償のない適応、インフレーションによって不十分になった労働者災害補償制度、最後にしかし重要なのは過密な都市圏における不動産の価格と地代の独占的決定である。これらの現象はすべて、現代産業社会において生ずる可能性があるしまた現に生じているのである。…われわれが環境破壊というときには、事実上人間の自然環境ならびに社会環境の破壊を意味している」⁹⁾

ここでカップは、環境破壊による社会的費用を自然環境に限定されないものである点を指摘しており、労働災害をはじめとした社会問題を挙げて、環境破壊を自然環境ならびに社会環境の破壊を意味するものと強調している。環境破壊の問題解決に向けても公害被害の側面のみならず労働災害などの様々な現象に注目し、一体的に取り扱う必要があることを明確に示している。

すでに主著の目次として挙げたように、実際にカップは社会的費用として大気汚染や水質汚染と並列的に労働災害も扱っている。ただし、これだけでは市場経済メカニズム下にある企業活動全般を総体として捉えた場合に原因が同根であるということではしなく、労働災害と公害被害が同じ経済活動および原因物質によって発生するアスベスト災害がたまたま例外的で特殊な事例であるという見方もあり得るかもしれない。しかし、かつての日本の公害研究の内の社会学の分野にて、飯島伸子によって労働災害と公害被害の一体性の側面が水俣病等の典型的な公害被害の事例から見いだされており、それはカップが社会的費用の定義に基づいて環境汚染と労働災害を

並列的に扱うことの意義を実証している成果として注目できる。

飯島は1971年の時点には公害と労働災害の関係について着目している。水俣病の発生源であるチッソの水俣工場において労働災害が多発していたこと、特に水俣病の発生した1953年の前年1952年の労働災害件数ももっとも高く、6人に1人が事故にあって計算になるといふ、「はじめに労働災害あり」の状況を見いだした。「水俣病発生の頃は、工場労働者の間で、労働災害が、とくに多発していた」のであり、「これほどに頻発していた労働災害に対策をとらなかったチッソという企業の、本質的に人権を無視した経営の態度と、同様に、労働災害事故撲滅のために立ち上がることをしなかった、人権を主張することを知らない労働者という二要素が、多数の水俣病患者の発生についてまったく無関心であったこの地域の状況を説明する強力なものとして付加された」と、労働災害の側面を公害と結びつけている¹⁰⁾。労働災害と公害の一体性・同質性を災害の実態から先駆的に明らかにしたということと、ここでの災害発生の要素として企業体質とともに労働者（労働組合）体質が指摘されていることは重要な点であろう。このことは水俣病に限らず、典型的な公害の発生源である鉱山での労働災害の多さなど、全般的に当てはまる。また、飯島は「公害と労働災害が併発した典型例」として1885年の浅野セメント降灰事件（セメント粉じんによる公害被害）を挙げているが、これはアスベストと同様に工場での労働災害と公害被害の原因と被害内容が同じという災害の事例といえる¹¹⁾。ちなみに、初の石綿スレート国産化を実現したアスベスト建材の大手企業であった浅野スレートは、浅野セメントから派生した企業である。

飯島はその後も、「環境問題と言え、公害問題と環境破壊現象をさす場合から、これに労働環境の問題も含める場合、…。本書では、労働環境問題も含める第二の立場を取って、環境問題を、環境破壊や公害問題、そして労働環境をカバーする概念として扱う。…労働環境問題と環境破壊や公害問題の間には緊密な関係があるからである」として、公害や環境問題を扱う上で労働災害・労働環境の側面も重視する立場をとる¹²⁾。そして被害の社会構造として、「工場という<点>を中心にして地域という<小円>へ、そしてやがては全国という<大円>へと被害範囲が広がるごとに、労災が公害へ、そして公害が消費者災害へと転化」していることを挙げる¹³⁾。ま

た、「労働災害は理屈の上でも、実際にも、公害に先立って発生するが、現象の発生と問題としての認識とは別物であり、社会問題化するのには公害の方が早い例が多い。公害問題が社会的に大きくとりあげられたのちに、同じ発生源における労働災害・職業病の多発がはじめて明らかにされた例は少なくない」という傾向を挙げている¹⁴⁾。これは正に2005年6月のクボタショックによってアスベスト災害が社会問題として大きくクローズアップされたことで、それまでも古くから労働災害としてのアスベスト災害自体は認識されていたとはいえ、尼崎での被害の発生源であるクボタの神崎工場における労働者でのアスベスト関連疾患による死亡者の多さ（宮本が「激戦地の兵士のごとし犠牲者」と評したほど）が明らかとなったことに、見事なまでに該当する¹⁵⁾。

以上の飯島による日本の公害研究の一環である議論とその成果から得られるインプリケーションは、実に単純ではあるが、なによりも公害・環境問題を取り扱う上で労働環境・労働災害の発生に注目する重要性であろう。被害実態から帰納的に論じるという特徴から元々社会学の方法論に近い政治経済学的、制度学派的分析アプローチにおいても同様の帰結が得られるものと考えられる。しかし、アスベスト災害は過去の労働災害・公害の場合と同様に公害被害の顕在化をもって社会問題化したのであり、そのことはこの飯島によって明確に示された公害研究からのインプリケーションが有効に機能する形で継承されていないことの証左ではなからうか。また、公害問題として顕在化して以降もアスベスト災害を社会科学的に扱う研究は、アスベスト災害がかつての四大公害の引けを取らないほどの潜在的・全国的な被害規模にあり国やメーカーを相手取っての大規模な裁判が展開されているにも関わらず、かつての公害研究が盛んであったことから察するに少ない状況にあるといえる。アスベスト災害から伺えるこの状況は、公害研究からのインプリケーションといえる被害実態に注目して現実から議論を出発する姿勢とそのための方法論や社会的費用論の発展による分析枠組といった理論的業績よりも、環境問題が全世界全人類にとって直面している重大かつ切迫した課題であるのは間違いないとはいえ「環境問題」という定式化された課題体系に接近することに重きがおかれ、ゆえにその中で閉鎖的に議論展開してしまうという学問的な危機的傾向にあることを示しているのかもしれない。ともかく、過去の公害研究からの教訓を活かしての労働

災害としてのアスベスト災害を対象とする研究が十分に行われなかったことは間違いなく、公害研究の成果はアスベスト災害の進行と社会的費用の増大化・深刻化の歯止めとはならなかったのである。

IV. 経済学における労働災害問題

労働災害と公害被害や環境問題の一体性の側面について、環境のテーマを中心とした分析領域の展開の中で十分に継承されていないという課題に関して述べたが、公害被害や環境破壊については経済学をはじめとした社会科学の学問領域においてメインテーマの一つとして扱われているのは間違いがない。しかし、労働災害については経済学における労働問題の範囲では近年俎上に上がることはまずなく、現行の労災保険制度の法解釈や認定を巡っての法学的議論が行われている程度ではないかと思受けられる。つまり、労働災害をメインテーマとして扱う経済学的研究は現在ほとんど展開されていないと考えられるのである。

労働における事故や怪我、疾病というものは有史以前よりあったものと考えられるが、産業革命以降に急速に進行した契約に基づく雇用・賃金関係や労働集約型産業の発展に伴い、労働災害が社会問題化し、公共政策によって対応する必要が高まったものと言える。経済学上、古典的に労働災害を社会問題として捉えたのはマルクスによる不変資本充用上の節約の議論であろう。公害問題を検討する上でもその学問的源流の一つとして挙げられる議論である。その中で「狭い不健康な場所に労働者を溢れさせること、同じ場所に危険な機械装置を詰め込んで、危険にたいする防止手段を怠ること、その性質上健康に有害であるが、または鉱山におけるような危険を伴う生産過程において保安策を怠ること」¹⁶⁾を節約行為の一種として挙げており、その結果としての労働災害の発生状況について言及が為されている。労働者保護政策としてはイギリスの工場法をはじめとして19世紀以降に法制定・改正が為されるようになるが、当初は労働時間や年少者雇用の規制だったのに加えて、労働衛生・災害防止に係る規制もその法内容に含まれるようになった。

賃金水準や雇用・失業の問題とならんで古典的な労働問題の一つであったはずの労働災害が、なぜ現在の経済学における労働問題として抜けてしまっているか、経済学史上と社会保障制度上の二つの側面から以下で

検討を行う。

1. 社会政策から労働経済学への展開の中で

産業革命以降の労働者の生活保障に係る問題は、労働力の確保という市場経済上の理由からでも対応が必要となり、「社会政策 (Social Policy)」のカテゴリーとして学問展開がなされた¹⁷⁾。社会政策と呼ばれるがその内容の中核は労働政策であり、労働問題解決のための政策研究というべき性格のものである。戦前・戦後にかけての我が国での社会政策の代表的論者である大河内一男に依拠して見ていくと、そのような近代の社会政策は「三様の経済的必要にもとづいて資本主義経済の中から必然性をもって展開される」とし、具体的には「第一に近代産業の成立に対応する一定数量の自由な賃労働の創出と確保の要請として、第二に、かくしてえられた自由な賃労働を個別資本の無制限な乱奪と食いつぶしからまもり、その順当な再生産を可能ならしめることの必要、そして第三に、資本主義産業の発展にもなって、しだいに自覚や意識をもち組織をもち始める「労働力」に対して、それを生産要素として維持し労使関係を安定せしめる必要」の三点が挙げられている¹⁸⁾。当然、社会政策の役割・意義として、労働者側の生命や生活の保護や福祉向上といった人道的・社会正義的意義の側面が無視されているわけではないが、それは資本主義経済の発展にとって重要な位置づけではないものと見られる。「市場の失敗」に該当するような資本主義経済が本質的にもつ欠陥（ここでは特に労働力資源の乱獲・乱用による再生産の阻害）を補正し、資本主義経済の維持発展に必然的なものとしての側面を持つものとして捉えられている。

社会政策の議論におけるメインテーマもやはり賃労働における賃金と就労時間（長時間労働の制約）であったといえる。その労働が危険かどうか以前に、賃金水準の低さや休息・睡眠時間の少なさが労働者の生活および生命の維持に支障を来すレベルであったためであろう。生活の質の向上についても賃労働の議論である所得と余暇が規定する部分が大きいのだが、その次のステップとして労働衛生環境や福利厚生といった労働条件や労働災害発生や失業・休業時の補償制度の議論がある。引き続き大河内一男の言説によると、社会政策の立法上の展開として工場立法（労働者保護）の次に労働保険立法が挙げられ、その両者の関係について論じられている。工場立法は「一方に於いて労働者の就業制限を内容とするも

のであると同時に、他方に於いては、危害・衛生上の取締り、およびこれらと関連して労働者扶助の規定を含むもの¹⁹⁾であるが、「労働力素材に関する「保護」＝「保全」＝「確保」である限り、「労働力」に関する各種の就業制限、および危害・衛生施設の取締りは、工場法の中核規定でなければならなかった²⁰⁾とする。そのため、「扶助」規定は、謂わば副次的役割を果たすに過ぎないものであり、「扶助規定は当初より別個の立法体系として、即ち保険立法として、独立すべき運命を持っていた」として、工場立法と労働保険立法の主従的な関係（前者を絶対的要件としての）を規定している²¹⁾。大河内の議論ではこの二つの立法が国民経済的生産の基礎的条件およびその高度化の条件を形成し、労働者が能動的な権利者としての国民となる、といった結言につながっていくが、少なくとも社会政策の議論においては労働災害を巡る検討を取り扱う視角²²⁾、さらには実践志向の政策研究の側面を確認することができる。

学問としての社会政策は特に戦後、海外で現出してきた労働市場の分析に主眼が置かれる労働経済学の影響を受け、「社会政策」から「労働経済」への研究方法の転換が起こることになる²³⁾。隅谷三喜男の整理によると、労働問題研究に「労働経済論の分析用具が自由に利用されるようになり、とりわけ、つぎに述べるように労働市場の視点が導入されて、労働組合論、労働市場論、賃金論、労使関係論、あるいは賃労働史、労働運動史等各分野にわたり急速な発展をとげていった」ことで専門の研究分野として独立することになったのだが、そのことで視野がせまくなり、日本経済への展望をもちえなくなったことを指摘する²⁴⁾。また、労働経済学の実証的手法のベースは近代経済学にあり、計量経済学的性格が強まった計測可能な労働市場分析が主流となるのは自然なことといえる²⁵⁾。そういった専門領域化した労働経済学の学問的意義・業績そのものを批判しようということではないが、社会政策における労働者保護立法の議論に見られるような政策研究的な関心が希薄化したのは間違いない。その一方で、従来の学問体系としての社会政策も労働経済学への傾斜・展開とは別個に引き継がれていったが、かねてよりの労働問題（やはり賃金、労働時間、雇用・失業といった労働市場の問題が中心であるが）のテーマを内包しつつ、労働者に限定せずに国民全体を対象とした政策として年金や医療等の社会保障制度を取り扱うものとしての性格が強まっていき、労働災害の予防や補償

の制度に関する比重は自ずと低下していったであろう。

労働市場分析への傾斜と共に、労働者保護立法自体が戦後に整備されたことも経済学分野における研究対象と見なされなくなっていった背景と考えられる。戦後日本において1947年に労働基準法および同法に基づいて制定された労働安全衛生規則（旧安衛則）、労働者災害補償保険法が相次いで制定され、労働環境・労働災害に関する労働者保護立法はひとまず整備されたことになる。そうすると、いかに法規制を現場で遵守させ有効に運用していくかという議論や、医学・疫学による健康被害の調査分析を前提とした規制内容の拡充や安全対策技術の発展に関する議論といった、労働市場分析とは離れたテクニカルで現場レベルでの世界だとみなす視角があり得るだろう。また、社会政策の研究史に関する言説でも、社会政策から労働問題への転換に関して、「かつて大河内が説いた労働の基本立法が整備され、そのもとで労使関係は安定的な形での展開をみせはじめたといえるのである。そうした状況からすれば、わが国での社会政策論議がこのあたりでひとまず終止符を打つのも、やむをえないものであったかもしれない」という評価が見受けられる²⁶⁾。筆者はアスベスト災害の検討に際して、1971年の特定化学物質等障害予防規則をはじめとした経済成長・産業発展を背景としての労働災害を巡る法規制や政策の歴史的展開についての当時の資料のサーベイを行ってきたが、労働問題に関する経済学分野における労働災害を対象とした研究というのはほぼ見受けられていない。しかし、様々な労働災害の発生や新たな職業病の出現などは現在まで絶えまなく発生している²⁷⁾。労働者保護立法が成立した戦後以降も資本主義市場経済において規定される労働災害の社会的要因は存在していたはずである。

2. 社会保障制度における労働災害

次に社会保障制度としての側面から労働災害補償制度について見ておきたい。前節で大河内一男の労働者保護立法の理論について触れたが、その骨子として工場立法と労働保険立法の主従的な関係が挙げられる。しかし、労災保険の制度は社会保障制度の一環として機械的に労災に対する補償を行うシステムとなったといえる。ここでは社会保障制度を通史的に取り扱った『日本社会保障の歴史』をもとに検討を行う²⁸⁾。

1947年に労働基準法が制定され、それに付随する形

で労働者災害補償保険法（以下、労災保険）が制定された。労働災害には雇用主・企業側に原因があるという因果関係があり、企業に責任があることは前提としてあるが、突発的な事故や未解明の有害物質などを原因とした予期せぬ被害発生による無過失責任も含まれ、直接の賠償責任を求めた場合に企業側に経済的余力がなくて補償が受けられないという事態もありうる。補償制度として機能させるために、国家が企業より法定の保険料を徴収し、国家の補償責任による保険制度として、「国家と労働者とのあいだの権利義務関係として構成された」のである。さらに労災に対する補償はその労働者本人およびその家族・遺族の生活保障としての側面も有する。そのため、「労災保険制度は「補償責任の保険化」と「保障の保険化」という二重の性格をもって成立した」と評価されている²⁹⁾。つまり、労働災害の原因となるような労働衛生上の違反は罪に問われるが、労災保険の制定段階から、発生した労働災害自体は企業の責任から離れ、あらかじめ雇用主たる企業全体より徴収する保険料を原資に労災補償を行う社会保障制度としての性格であった。

労災保険の社会保障制度としての傾向は時代を経るごとに強まっていき、1960年代の改正では一時金中心の給付体系から年金制度による長期補償の給付体系への変化や、五名以下事業場への適用や一人親方等に関する特別加入制度などの対象範囲の拡大など、「労働基準法の補償体系から独立した独自の給付体系（保障体系）」へと進展していった³⁰⁾。このような展開にあった労災保険の制度をどう評価すべきか、『日本社会保障の歴史』においては1980年以降の労災保険制度の適応拡大も含めて、「被災労働者側に立った労働保険制度への変化」としつつも、この中で「労災保険制度の成立当時に予定されていた使用者への責任保険的性質は国家の賠償責任に変わることによって希薄化」して、「労働災害回避のための使用者の社会的責任および国家管掌の労働災害に対する強制的役割という方策を留保しているとはいいたがたい状況」との指摘をしている³¹⁾。そして、社会保障のシステムとして、あるいはより包含的に公的扶助の制度を統一した社会福祉システムとしての制度では政治的・財政的な要因から給付水準が低く抑えられるという問題を指摘し、「被害者救済理論の枠をこえた総合的な医療保険・年金保険制度に慰謝的損害賠償理論をも包含した制度を指向すべき」との結びとなっているが、その

議論の中で、統一的な社会福祉システムになれば「資本主義生産社会の展開にともなう使用主の労働者にたいする責任そのものが、著しく減退」してしまうことを挙げ、そこにも「災害補償システムとしての労災保険制度をできるだけ維持する必要」があることを掲げている³²⁾。

このように、広範のかつ責任追求の紛糾を回避して迅速な被害補償・救済を進めるという意味では労災保険制度は高い政策的意義をもって展開してきたものといえるのだが、それ故に労働基準法等の労働衛生関連の法制度との主従関係から乖離してしまい、災害の予防原則に則らない対処療法的セーフティーネットという消極的対策と評しうる状況にある。しかし、社会保障論としての視角であれば法制度として整備・拡充されており、適用範囲の拡大を巡る議論はありえるとしても、労働災害の発生そのものを議論するという研究課題的関心は喚起されにくいであろう。

3. 労働災害と社会的費用

このように、経済学上の労働問題から労働災害は抜け落ちてしまっている状況にあり、労災保険も社会保障システムとしての機能を担うがゆえに労働災害防止の政策と分断状態にある。このような現状を鑑みると、労働災害の分析視角としてカップの社会的費用論の有効性は一層際立つものである。

上述した寺西の社会的出費の分類に則れば、労災保険制度が担っているのは、国が義務をもって運用しているということでは⑤損失対策行政費も関連してこようが、基本的に③損失復元対策費（可逆的な損失に対する修復・復元）と④損失代償対策費（不可逆的な損失に対する代替・補償）である。③と④の峻別は個別の労働災害被害ごと異なり、どのような災害であっても治療費の部分は③であるとはいえ、事故にしても職業病にしても、生命の損失や身体的障害・後遺症が伴うなど、不可逆的損失である事例が往々にしてあり、労災保険の所得や生活を補償する社会保障システムとしての性格からすれば損失の代替措置である④に該当するとみて問題はないだろう。これは不可逆的損失が起こってしまった場合の次善対策にすぎず、社会的出費の分類順序の通り、予防や被害緩和対策が先んじて取り扱われることが前提であり、さらに労働衛生環境や労使関係といった実態の調査・把握が研究の出発点となる。社会的費用として労働災害を捉えれば、かつて大河内が論じた労働者保護立法と労働

保険立法の主従関係の視角のみならず、被害実態やその原因から被害責任、補償に至るまで、一環の議論として明確に構成することができる。

そもそもカップ自身が社会的費用のメインピックの一つとして労働災害を取り扱っているが、種々の環境問題と同様に現実の社会問題から出発し、その因果関係を捉えようとするものであることは上述したとおりである。飯島による労働災害と公害被害の一体性の議論も、実際の被害発生構造として公害問題・環境問題と労働環境問題が同心円的關係にあることを見出した点にその意義があった。そこには、環境か労働か、といった専門領域上の違いに拘泥せず、社会問題の解決に向けての現場主義的アプローチともいべき研究姿勢を根底として導き出されたものであろう。

V. おわりに

本論文ではアスベスト災害のような労働災害と公害問題にまたがる社会問題に直面するに当たって、分析枠組みとしての社会的費用論の現代的意義・有効性について、公害・環境問題と経済学的労働問題の二つの領域上の研究史・業績をもとに検討を行ったものである。それは同時に、学問の高度化・専門領域化の進展過程において、公害研究が環境経済学へと進むことで「環境問題」とはみなされない労働災害のような問題を捉える視点が希薄化したこと、労働災害という古典的かつ一般的な社会問題を捉える経済学的な研究自体がほとんどみられないことを確認することにもなった。そのような社会問題を取り扱う経済学上の空白地帯を埋める存在としても、本論で検討を試みたとおり、社会的費用論にその可能性を見出せるのである。

注

- 1) 寺西俊一「環境問題への社会的費用論アプローチ」、佐和隆光、植田和弘編『岩波講座 環境経済・政策学 第1巻 環境の経済理論』岩波書店、2002年、74ページ。
- 2) Kapp, K. W., *The Social Costs of Business Enterprise*, Bombay, Asia Pub, 1963.
- 3) 宮本によるカップの議論の検討と社会的損失論については、例えば次のものが挙げられる。宮本憲一『社会資本論(改訂版)』有斐閣、1976年、161～220ページ。宮本憲一『環境経済学(新版)』岩波書店、2007年、136～146ページ。
- 4) 寺西俊一「カップの社会的費用論に関する覚書」『一橋論叢』

- 86 (5)、1981年11月、681～688ページ。寺西俊一「公害・環境問題研究への一視角 — いわゆる社会的費用論の批判と再構成を巡って」『一橋論叢』90 (4)、1983年10月、550～568ページ。寺西俊一「“社会的損失”問題と社会的費用論 — (続) 公害・環境問題研究への一視角」『一橋論叢』91 (5)、1984年5月、592～611ページ。吉田文和「社会的費用論の批判的検討 — 宮本憲一氏とW.カップの諸説を中心に」『経済学研究(北海道大学)』29 (4)、1979年11月、109～126ページ。
- 5) 寺西、前掲論文、1983年10月、561ページ。
- 6) 寺西、前掲論文、1984年5月、604～606ページ。
- 7) Kapp, *op. cit.*, Bombay, Asia Pub, 1963, pp. 62-63.
- 8) Kapp, K. W., “Environmental Disruption and Social Costs: A Challenge to Economics”, *Kyklos*, Vol.23, (4), 1970, pp. 833-848. ((K. W. カップ著、柴田徳衛・鈴木正俊訳『環境破壊と社会的費用』岩波書店、1975年、2～21ページ)
- 9) *Ibid.*, p.838. (同上書、8～9ページ)
- 10) 飯島伸子「公害と労働災害 — 公害の労災としての側面に視点を据えて」『ジュリスト』有斐閣、No.472、1971年2月、26ページ。
- 11) 同上、28ページ。
- 12) 飯島伸子『改訂版 環境問題と被害者運動』学文社、1993年、2ページ。
- 13) 同上、78ページ。
- 14) 同上、78～79ページ。
- 15) 宮本憲一『維持可能な社会に向かって』岩波書店、2006年、39～40ページ。
- 16) マルクス(エンゲルス編、向坂逸郎訳)『資本論(六)』岩波文庫、1969年、134ページ。
- 17) その一般的な内容や歴史的展開等について、基礎的な文献として以下の書籍が挙げられる。西村豁道・荒又重雄編『新社会政策を学ぶ[第2版]』有斐閣、1999年。
- 18) 大河内一男編『全訂 社会政策』青林書院新社、1964年、18ページ。
- 19) 大河内一男『社会政策の基本問題(大河内一男著作集第五巻)』青林書院新社、1969年、218ページ(引用している論文「労働保護立法の理論に就いて」自体は1933年の稿)。
- 20) 同上、220ページ。
- 21) 同上、220ページ。
- 22) 1960年代の社会政策の教科書の書籍であれば「労働環境と疾病・労働災害」といったトピックが独立した節として取り扱われている。大河内一男編、前掲書、1964年、149～155ページ。
- 23) 社会政策の学問史上は本質論争を経て、労働経済への展開といった流れにある。その内容については次を参照。隅谷三喜男『労働経済の理論』東京大学出版会、1976年、211～229ページ。
- 24) 同上、218ページ。

- 25) このことは一般的に流布している労働経済学の教科書的書籍をみれば一目瞭然である。例えば、樋口美雄『労働経済学』東洋経済新報社、1996年。大竹文雄『労働経済学入門』日経文庫、1998年。
- 26) 玉井金五・大森真紀編『三訂 社会政策を学ぶ人のために』世界思想社、2007年、7ページ。
- 27) 最近に表面化してきた印刷会社の労働者における胆管がんのような物理的で有害物質起因の労働災害のみならず、うつ病等の精神疾患やそれに起因する自殺など、労働災害や職業病は多様な形態で現出する。また、当然ながら旧来よりの危険作業に伴う事故も労働安全衛生関連の規制によって改善傾向はあったとはいえ続発しており、建設業を見ればそれは明白である。労働経済の分野で労働災害を主題的に扱っている業績としても次の文献が参考になる。筆宝康之『建設労働経済論』立正大学経済研究所、1987年。
- 28) 横山和彦・田多英範編著『日本社会保障の歴史』学文社、1991年。
- 29) 同上、120～121ページ。
- 30) 同上、227ページ。
- 31) 同上、336～337ページ。
- 32) 同上、337～339ページ。

